

概要版

第2期東伊豆町 子ども・子育て 支援事業計画

子育て支援のための
計画を見直しました。



令和2年3月
東伊豆町

子ども・子育て支援事業計画とは



国では、待機児童の解消やさらなる子育て支援施策の充実をはかるため、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」を制定し、子ども・子育てに関する新たな支援制度を構築しました。

東伊豆町では、平成27年に「東伊豆町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもや子育て家庭にやさしいまちづくりに取り組んできました。

策定から5年が経過したため、社会環境の変化に伴う新たな課題や国の動向に対応できるよう、第1期計画の進捗状況を踏まえた見直しを行い、「第2期東伊豆町子ども・子育て支援事業計画(以下、「本計画」という。)」を策定しました。

計画期間・位置づけ



- 本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。
- 計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

計画の基本理念



子どもがすくすく育ち 子育てが楽しくなるまち東伊豆

東伊豆町ではこれまで、「子どもがすくすく育ち 子育てが楽しくなるまち東伊豆」を基本理念に、子どもがいきいきと笑顔で過ごし、保護者も子育てを生きがいと感じる環境をつくることができるよう、豊かな地域づくりを推進してきました。

本計画においては、東伊豆町に住む子どもたちがこれまでより一層、「健やかに」、「豊かな心を育み」ながら育ち、保護者も子育てをさらに楽しく感じることができるよう、これまでの町の基本理念を踏襲し、町全体における子育て支援の環境づくりを推進します。

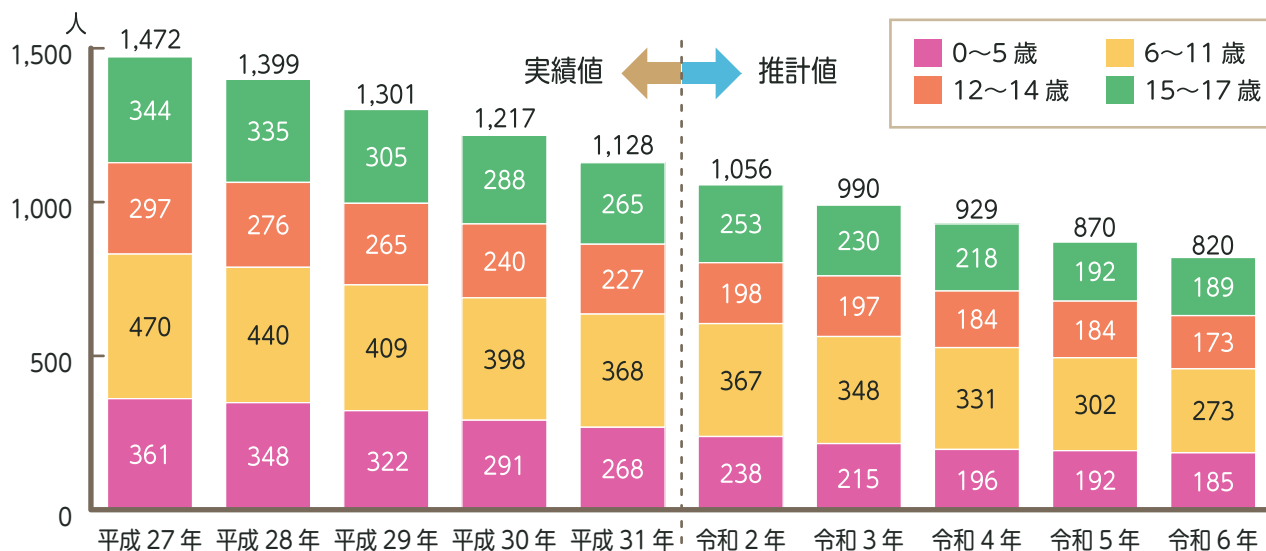


東伊豆町の状況



▶ これまでとこれからの児童人口

児童人口は減少傾向にあり、今後も減少が続くと予想されています。



資料：平成 27 年～平成 31 年…住民基本台帳（各年 3 月末日現在）
令和 2 年～令和 6 年…コーホート変化率法による推計

▶ アンケート調査の結果（平成 30 年実施「子育て支援についてのアンケート調査」より）

共働き世帯（両親共にフルタイム）の割合の増加

- ・ 未就学児 19.7% ⇒ 30.7% **11.0 ポイント↑**
- ・ 小学生 28.1% ⇒ 33.8% **5.7 ポイント↑**

（平成 25 年に実施した子育て支援についてのアンケート調査との比較）

平日に定期的な教育・保育事業を「利用している」割合の増加

- ・ 1 歳 20.0% ⇒ 50.0% **30.0 ポイント↑**
- ・ 2 歳 58.3% ⇒ 70.0% **11.7 ポイント↑**
- ・ 3 歳 43.5% ⇒ 75.7% **32.2 ポイント↑**

（平成 25 年に実施した子育て支援についてのアンケート調査との比較）

子育て支援で、もっと力をいれてほしいもの

子どもが安心して
遊べる場所が欲しい

公園や歩道の整備
をして欲しい

経済的支援を充実
して欲しい

➡ 児童数が減少している中でも、共働き世帯の増加などの理由で教育・保育事業を利用している割合は増加しています。

➡ 子どもの居場所づくりなど、子育てしやすい環境整備が求められています。



基本目標 1 安心して子どもを育てられるまち

安心して子育てができるよう、保育サービス・地域における子育て支援体制の充実に取り組みます。また、男女がともに子育てにかかわりやすい環境を作るため、仕事と子育ての両立を支援します。

基本施策

- 1 地域における子育ての支援とネットワークづくり
- 2 親子のふれあい促進
- 3 仕事と子育ての両立の推進

基本目標 2 親子の健康が保たれるまち



親子の心身の健康を保つため、産前産後のサポート事業、各種健診事業等の保健事業や相談事業を実施します。

基本施策

- 1 子どもや母親の健康の確保
- 2 保健・医療等の充実

基本目標 3 子どもが健やかに育つ教育があるまち



子どもが健やかに育つことのできる環境をつくるため、教育環境を整備するとともに、次世代の親の育成を推進します。

基本施策

- 1 次世代の親の育成
- 2 園・学校の教育環境等の整備

基本目標 4 支援が必要な子育て家庭にやさしいまち



困難を抱える子どもが安心して生活できるよう、ひとり親家庭、発達に心配のある子どもや障害を持つ子どもがいる家庭等、支援を必要とする家庭に対し、適切な支援を実施します。

基本施策

- 1 児童虐待防止対策の充実
- 2 ひとり親家庭への自立支援の推進
- 3 障害児施策の充実

基本目標 5 安心・安全に暮らせるまち



子どもたちが安心・安全に暮らすことができるよう、公園や広場等の公共施設の整備、交通安全の確保に向けた啓発、防犯活動及び防災対策の推進に取り組みます。

基本施策

- 1 生活環境の整備
- 2 交通安全の確保
- 3 防犯に向けた活動の推進
- 4 防災対策の推進

【具体的な取り組み】

- 利用者支援事業（子育て世代包括支援センター）
- 育児サークル
- 子どもの広場
- 学校教育、地域における男女共同参画推進



- 乳児健康診査の実施
- 乳児健康相談、訪問指導の実施
- 産前・産後サポート事業
- あかちゃん教室
- 療育教室



- 若者のリターンの推進
- パパママ教室
- 教職員及び保育士の資質向上



- 児童虐待防止の体制づくり
- ひとり親家庭の支援情報の提供
- 障害のある児童への進路指導、就学に関する相談事業
- 早期発見、早期治療の推進



- 公園、広場等の設置推進
- 街灯・防犯灯の設置
- 交通安全に向けた啓発
- 防災訓練、日常点検等の防災対策の推進



子ども・子育て新制度に基づくサービスの内容



子ども・子育て支援新制度は、幼児期の学校教育（幼稚園・認定こども園）・保育や地域の子育て支援の量や質の向上を進めていく制度です。

子ども・子育て支援新制度による事業は、大きく「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つに分かれています。それぞれの給付に該当する事業は以下の通りです。

1

子ども・子育て支援給付

施設型給付

- 認定こども園
- 幼稚園（熱川幼稚園、稲取幼稚園）
- 保育所（稲取保育園）

地域型保育給付

- 小規模保育（なぎる保育園）
（定員は6人以上19人以下）
- 家庭的保育（保育ママ）
（保育者の居宅等において保育を行う。
定員は5人以下）
- 居宅訪問型保育
（子どもの居宅等において保育を行う）
- 事業所内保育
（事業所内の施設等において保育を行う）

2

地域子ども・子育て支援事業

- ① 利用者支援に関する事業
- ② 時間外保育事業
- ③ 放課後児童健全育成事業
- ④ 子育て短期支援事業
- ⑤ 地域子育て支援拠点事業
- ⑥ 一時預かり事業
- ⑦ 病児・病後児保育事業
- ⑧ ファミリー・サポート・センター事業
- ⑨ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑩ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
- ⑪ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑫ 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童に対する支援に資する事業
- ⑬ 妊婦健康診査事業

▶ 子ども・子育て支援給付

子ども・子育て支援給付については、子どもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、下表のように3区分にそれぞれ認定し、学校教育・保育を提供することとなります。

東伊豆町の提供施設においては、今後の保育ニーズに対応できる定員数が確保されています。

子ども・子育て支援給付を受けるには認定を受ける必要があります

	1号	2号	3号
	3～5歳	3～5歳	0～2歳
認定区分	幼児期の学校教育のみ ・専業主婦(夫) ・両親共働き(短時間) ・両親共無職 等	保育の必要性あり ・ひとり親家庭 ・両親共働き(長時間) 等	
提供施設	幼稚園、認定こども園	保育所、認定こども園	保育所、認定こども園、地域型保育事業



▶ 地域子ども・子育て支援事業



東伊豆町における地域子ども・子育て支援事業の実施状況は以下の通りです。

事業名	内容
時間外保育事業（延長保育）	保育所の通常開所時間を超えて預けることができる事業です。 東伊豆町では保育所における預かり保育を実施していません。
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	保護者が昼間就労等により家庭にいない小学校児童を対象に、授業の終了後に指導員の活動支援のもと、適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。 東伊豆町では稲取小学校、熱川小学校で実施しており、必要な提供体制を確保できています。
子育て短期支援事業	保護者の疾病等、身体上・精神上・環境上の理由により、家庭において養育が一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。 東伊豆町では利用実績はありませんが、ニーズに応じて提供体制の確保に努めます。
地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）	子育てに関する不安や悩みの相談を受け付けているほか、親子で自由に遊び、交流する場を提供しています。 東伊豆町では稲取保育園子育て支援センター（たちばなクラブ）で実施しています。
一時預かり事業	保護者の病気、就労、その他の理由で一時的に保育を必要とする場合、幼稚園において在園児の預かり保育、保育所等の施設において一時預かり事業を実施するなど、必要な保育を行う事業です。 東伊豆町では2箇所で実施しており、提供体制は確保されています。幼稚園型以外の一時的預かり事業の利用実績はありませんが、ニーズに応じて提供体制の確保に努めます。
病児・病後児保育事業	病気の児童（病児）や病気回復期の児童（病後児）で、保護者が家庭で保育ができない場合（就労・病気等の理由による）、一時的に保育を行います。 東伊豆町では実施していません。
ファミリー・サポート・センター事業	児童の預かり、送迎時の支援等を受けることを希望する者（依頼会員）と、支援を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動を行う事業です。 東伊豆町では平成29年度より提供体制を確保しています。
利用者支援事業	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援が行えるよう、利用希望者からの相談に応じて必要な情報提供やアドバイスを行うとともに、関係機関との連絡調整や情報集約を行う事業です。 東伊豆町では平成28年度に保健福祉センター内に子育て世代包括支援センターを設置し、母子保健型の利用者支援事業を実施しています。
乳児家庭全戸訪問事業	乳児のいる全ての家庭に保健師、助産師等が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。
養育支援訪問事業	児童虐待防止の視点から、育児不安を抱えているなど養育支援が特に必要とされる家庭を訪問し、養育に関する指導や相談支援を行う事業です。 東伊豆町では利用希望者がいなかったため利用実績はありませんが、ニーズに応じて提供体制の確保に努めます。
妊婦健康診査	母体とお腹の中の赤ちゃんの健康状態を確認し、病気の早期発見と安全な出産のために実施する健診事業です。
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用等を助成する事業です。 今後、必要に応じて実施を検討していきます。
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。 今後、多様な主体による事業の展開について検討します。

お問い合わせは



- 子ども・子育て新制度、幼児教育・保育の無償化に関すること
→ 住民福祉課の窓口で、制度についてお答えします。
また、内閣府の「子ども・子育て支援新制度」ホームページもあわせてごらんください。
- 保育園や緊急時の預け先等に関すること
→ 住民福祉課 ☎ 0557-95-6204
- 健康診断や母子保健等に関すること
→ 保健福祉センター ☎ 0557-22-2300
- 幼稚園、小中学校の教育環境、子ども広場等に関すること
→ 教育委員会 ☎ 0557-95-6207



まずは住民福祉課 ☎ 0557-95-6204 へご相談ください!



令和元年10月1日より幼児教育・保育の無償化が開始されました。

3～5歳児クラスの幼稚園、保育所等の利用料が無償になります。

幼稚園
無料

保育所・認定こども園・
障害児の発達支援
無料

幼稚園の預かり保育

月額 11,300 円まで

※「保育の必要性の認定」を受けた
ご家庭のみ

認可外保育施設

月額 37,000 円まで

※「保育の必要性の認定」を受けた
ご家庭のみ

詳しくは住民福祉課、または、内閣府特設サイト「幼児教育・保育の無償化
はじまります。」もあわせてごらんください。

第2期東伊豆町子ども・子育て支援事業計画 概要版

編集・発行：東伊豆町 住民福祉課 子育て支援係

〒413-0411 静岡県賀茂郡東伊豆町稲取 3354

TEL：0557-95-6204 FAX：0557-95-5691 E-mail：fukushi@town.higashiizu.lg.jp